

議員提出第8号議案

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第
13条の規定により提出する。

平成17年9月26日

提出者

足立区議会議員	白	石	正	輝
同	浜	崎	健	一
同	金	沢	美	矢子
同	明	石	幸	子
同	馬	場	信	男
同	米	山	や	すし

足立区議会議長 新井 ひでお 様

(提案理由)

医療費の助成の範囲を変更するため、規定を整備する必要があるので、
本案を提出する。

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第4項中「児童」を「子ども」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 この条例において「児童」とは、9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。

第2条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において「子ども」とは、乳幼児及び児童をいう。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第5条中「医療費」を「乳幼児に係る医療費」に改める。

第6条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改め、「医療に関する給付」の次に「（児童にあつては、病院又は診療所への入院期間中の医療に関する給付に限る。次項において同じ。）」を加える。

第7条第1項中「医療費」を「乳幼児に係る医療費」に改め、同条第2項中「対象者」を「前項に規定する対象者」に、「医療費」を「乳幼児に係る医療費」に改め、同条に次の1項を加える。

3 児童に係る医療費の助成は、助成する額を当該児童に係る対象者に支払うことによつて行ふ。

第8条中「対象者」を「医療証の交付を受けた対象者」に改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。